

○「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 P5,P13

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001252052.pdf>

第1章第1部第1節 A000 初診料

(2) 「注1」のただし書に規定する情報通信機器を用いた診療については、以下のアからキまでの取扱いとする。

カ 情報通信機器を用いた診療を行う際は、予約に基づく診察による特別の料金の徴収はできない。